議案第90号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月27日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育 所等における3歳児及び4・5歳児の職員配置基準を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第4条第2項中「市」を「教育委員会」に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「事業所内保育事業」の次に「(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)」を加え、「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 教育委員会が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の 安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全 に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」 という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)
- 第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びに これらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落

としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の 予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改める。

第 17 条第 2 項第 2 号中「小規模保育事業」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項第 4 号中「給与等、」の次に「利用」を加え、「附則第 3 項において同じ。」を削る。

第24条第2項中「家庭的保育者」の次に「(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)」を加える。

第29条第7号イの表中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3 項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「同条第3項第2号」を「同条第3項 第3号」に、「第3号」を「第4号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師 又は准看護師」に改める。

第38条第2号中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項」を「子ども・子育て支援法第34条第5項」に改め、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育する

ことが困難な場合」を加える。

第44条第8号中「に掲げる」を「の」に改め、同号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「同条第3項第2号」を「同条第3項第3号」に、「第3号」を「第4号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、教育委員会が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記錄)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則第3項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「市」を「教育委員会」に、「5年」を「10年」に改める。

附則第7項ただし書中「市長」を「教育委員会」に改める。

附則第9項中「前7項」を「第7項」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項」を「同条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「に係る法第19条第1項第2号」を「に係る法第19条第1項第2号」を「に係る法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第1項中「市」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「市」を「教育委員会」 に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア中「(1)」を「(ア)」に、「(2)」を「(イ)」に改め、同号ア(1)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に 改め、同号ア(2)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ中「(1)」を「(ア)」に、「(2)」を「(イ)」に改め、同号 イ(1)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(2)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第19条の見出し及び同条中「市」を「教育委員会」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第26条を次のように改める。

第 26 条 削除

第30条第3項及び第4項中「市」を「教育委員会」に改める。

第32条第2項中「市」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第34条第2項第3号中「市」を「教育委員会」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に、「第19条第1項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「第2号」を「同条第2号」に改め、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削り、「(1)」を「(ア)」に、「(2)」を「(イ)」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、

「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「、「法第19条第1項第1号」を「、「同号」に、「あるのは「法第19条第1項第1号」を「あるのは「同条第1号」に改め、「総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加え、「(1)」を「(ア)」に、「(2)」を「(イ)」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第 39 条第 2 項中「に係る法第 19 条第 1 項第 3 号」を「に係る法第 19 条第 3 号」に改め、「章において同じ。)」の次に「の」を加え、「の 法第 19 条第 1 項第 3 号」を「の同号」に改める。

第40条中「市」を「教育委員会」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 教育委員会が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加え、「者」を「施設又は事業所」に改め、同条

第8項中「附則第5条」を「附則第5項」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第49条第2項第3号中「市」を「教育委員会」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 月 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「係る法第 19 条第 1 項第 1 号」を「係る法第 19 条第 1 号」に、「「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号」を「「同号又は同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第 19 条第 3 号」と」を加える。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「、第 1 項」を「、前項」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

- 第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合 には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以

下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線 を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法に

よる提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法 によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。
附則第2項、第3項及び第5項中「市」を「教育委員会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新家庭的保育事業等基準」という。)第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」

という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(職員配置基準に係る経過措置)

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新家庭的保育事業等基準第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。